

平成23年2月24日  
九州地方整備局  
延岡河川国道事務所

## 記者発表資料

### 平成23年度災害時協力会社を募集します

(国土交通省 延岡河川国道事務所)

#### ～災害発生時の迅速な復旧を目指して～

当事務所管内等で災害が発生した場合に迅速な復旧を図るため、以下の部門において、災害時における協力会社を募集します。

(募集部門)

- ・ 河川部門
- ・ 道路部門
- ・ 災害対策車等機械部門

(募集期間)

平成23年2月24日(木)～平成23年3月10日(木)

—お問合せ先—

国土交通省 九州地方整備局 延岡河川国道事務所

TEL: 0982-31-1155 (代表)

【河川部門】工務第一課長 戸田 博康 (内線311)

【道路部門】道路管理課長 北平 京治 (内線431)

【災害対策車等機械部門】河川管理課長 徳永 泰樹 (内線331)

# 公 告

(平成23年度 延岡管内災害時等応急対策業務に関する基本協定の締結)

次のとおり公告します。

平成23年2月24日

国土交通省九州地方整備局  
延岡河川国道事務所長 横峯 正二

## 1. 基本協定の概要等

### (1) 基本協定の目的

平成23年度 延岡管内災害時等応急対策業務に関する基本協定(以下「本協定」という。)は、国土交通省延岡河川国道事務所(以下「当事務所」という。)が直轄管理を行う河川及び道路において、堤防決壊や道路の法面崩壊等の災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合に備え、あらかじめ実施業者を定め協定を締結することにより、災害時の応急対策工事等を迅速に実施するための体制を確立するものであり、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としたものである。

本協定で各業者と締結する区間は、1.(2)の基本協定締結区間と同一の範囲(表(1~3))とするが、九州地方整備局災害対策本部等からの依頼により延岡河川国道事務所管理区間以外(他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体)において災害支援を行う場合がある。

### (2) 基本協定区間及び協定対象業者数等

本協定の対象は、河川部門、道路部門及び災害対策車等機械部門とし、内容は下記のとおりとする。

- 河川部門・・・五ヶ瀬川、大瀬川、祝子川、北川の災害時応急対策工事・洪水時巡視等。
- 道路部門・・・国道10号の災害時応急対策工事・道路巡回等。
- 災害対策車等機械部門・・・当事務所が保有する災害対策車等を指定した場所に運搬し、必要に応じて設置・運転・撤去を行う。

公募する、協定締結区間及び協定締結業者数は、下記の表(1~3)のとおりとする。

(表1) 河川部門

出張所名	基本協定締結区間	距離(km)	業者数	備考
延岡出張所	五ヶ瀬川 0/000~11/600	25.25	10社程度	
	大瀬川 0/000~8/200			
	北川 0/000~3/750			
	祝子川 0/000~1/700			

(表2) 道路部門

出張所名	基本協定締結区間	距離(km)	業者数	備考
延岡国道維持出張所	一般国道10号 自：宮崎県延岡市北川町川内名 至：宮崎県日向市美々津町大字高松 221k840～284k590	62.2	6社 程度	
	延岡南バイパス	2.2		
	延岡道路	6.64		

(表3) 災害対策車等機械部門

出張所名	基本協定締結区間	距離(km)	業者数	備考
延岡出張所	五ヶ瀬川 0/000～11/600 大瀬川 0/000～8/200 北川 0/000～3/750 祝子川 0/000～1/700	25.25	2社 程度	排水ポンプ車(4台・30m <sup>3</sup> /分) 照明車(2台)
延岡国道維持出張所	一般国道10号 自：宮崎県延岡市北川町川内名 至：宮崎県日向市美々津町大字高松 221k840～284k590	62.2		
	延岡南バイパス	2.2		
	延岡道路	6.64		

なお、災害対策車は、桜小路排水機場（宮崎県延岡市大貫町3丁目）及び資材倉庫（宮崎県延岡市伊形町）に配備している。

(3) 協定締結期間 平成23年4月1日（予定） ～ 平成24年3月31日

(4) 本協定を締結する業者の選定

本協定の締結を希望する業者は技術資料を提出するものとし、提出された技術資料を基に評価を行い、協定締結業者を決定する。

提出は1部門のみとし重複提出は認めない。ただし、「河川部門」又は「道路部門」と「災害対策車等機械部門」の重複提出は可能とする。

(5) 本協定締結後の業務の請負契約

1) 本協定締結後に災害等が発生した場合で、当事務所が業務を実施する必要があると判断した場合は、本協定を締結した業者（以下「協定業者」という。）の中から業務を実施する協定業者を決定し、出動の要請を行い、あわせて両者は業務の請負契約を速やかに締結するものとする。

業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。ただし、本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、業務は行わない。

## 2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。  
また、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (3) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から協定業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における、平成21・22年度一般土木工事に係るC又はD等級又は維持修繕工事又は機械設備工事の有資格業者の認定を受けていること(経常建設共同企業体も同様とする)。  
また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない
- (6) 本店の所在地について、下記のとおりとする。
  - 1) 河川部門  
宮崎県延岡市内に建設業法に基づく本店(一般競争(指名競争)参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。)が所在すること。ただし、経常建設共同企業体にあつては、代表者の本店が上記に所在すること。
  - 2) 道路部門  
宮崎県延岡市内又は宮崎県東臼杵郡門川町内又は宮崎県日向市内に建設業法に基づく本店(一般競争(指名競争)参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。)が所在すること。ただし、経常建設共同企業体にあつては、代表者の本店が上記に所在すること。
  - 3) 災害対策車等機械部門  
宮崎県延岡市内に建設業法に基づく本店(一般競争(指名競争)参加資格審査申請書に記載された本店の住所による。)が所在すること。ただし、経常建設共同企業体にあつては、代表者の本店が上記に所在すること。
- (7) 本協定に基づく請負契約を取り交わす時点において、法定外労働災害補償制度に加入していること。当補償制度については、元請・下請を問わず補償できる保険であること。なお、法定外労働災害補償には、工事現場単位で臨時に加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式とがあるが、いずれの方式であっても差し支えない。
- (8) 河川部門及び道路部門においては、一級または二級土木施工管理技術士を5名以上保有していること(ただし、一級土木施工管理技術士を1名以上有すること)。
- (9) 災害対策車等機械部門においては、緊急業務に対応した体制の確保として、中型(又は大型)自動車の運転免許所有者が2名以上、玉掛け作業・移動式クレーン運転資格所有者を1名以上、その他

作業に従事できるものを2名以上確保できること。なお、中型（又は大型）自動車運転免許所有者と玉掛け作業・移動式クレーン運転資格所有者は、同一でかまわない。

（詳細は技術資料等説明書参照）。

### 3. 本基本協定に関する手続等

#### (1) 技術資料等説明書の交付期間、場所、方法

- ① 交付期間：平成23年2月24日（木）から平成23年3月10日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。
- ② 交付場所：〒882-0803 宮崎県延岡市大貫町1丁目2889  
国土交通省九州地方整備局 延岡河川国道事務所 3階 工務第一課  
電話番号 0982-31-1155（代表）
- ③ 交付方法：手渡しにより交付する。

#### (2) 申請書及び技術資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：平成23年2月24日（木）から平成22年3月10日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。
- ② 提出場所：上記3.（1）②による。
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

### 4 その他

(1) 技術資料の作成要領、協定業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。

(2) 本協定において重複して選定された際は、履行の実行性を確認する場合がある。